

非常災害に対する休校等に関する規定

1) 臨時休校

次の1～5のいずれかひとつ以上の要因が発生した場合は、臨時休校とする。

1. 気象要因

- (1) 以下の要件を全て満たす場合は、臨時休校とする。ただし、警報が解除された場合、解除された時間に応じて授業開始時間を繰り下げて授業を実施する。
 - (ア) 午前6時の時点で
 - (イ) 学校所在地がある気象予報区分の一次細区分、または二次細区分において
 - (ウ) 暴風、大雪または暴風雪警報のうちひとつ以上の警報が発令されている場合
- (2) 前項の全てが満たされないときは、通常通り授業を行う。
- (3) 午前6時を過ぎて(イ)および(ウ)が満たされる事態となった場合は、登校後に対応措置を通知する。

2. 東海地震要因、東南海地震要因、南海地震要因

東海地震、東南海地震、南海地震に関する注意警報、または予知情報が発令された場合は、臨時休校とする。ただし、注意警報または予知情報が解除された場合、解除された時間に応じて授業開始時間を繰り下げて授業を実施する。

なお、東海地震、東南海地震、南海地震は甚大な被害を及ぼすおそれがあるため、次のいずれの場合においても原則として臨時休校とする。また、状況により当分の間臨時休校を継続する場合がある。

- (ア) 登校前に注意警報、または予知情報が発令された場合
- (イ) 登校中に注意警報、または予知情報が発令された場合
- (ウ) 登校後、注意情報、または予知情報が発令された場合

3. その他の地震要因

- (1) 以下の要件を全て満たす場合は、臨時休校とする。ただし、警報が解除された場合、解除された時間に応じて授業開始時間を繰り下げて授業を実施する。
 - (ア) 午前6時の時点で
 - (イ) 学校所在地がある気象予報区分の一次細区分、または二次細区分において
 - (ウ) 震度5弱以上の地震が発生した場合
- (2) 前項の全てが満たされないときは、通常通り授業を行う。
- (3) 午前6時を過ぎて登校までに(イ)および(ウ)が満たされる事態となった場合は、状況に応じて各自判断して行動する。
- (4) 登校後に(イ)および(ウ)が満たされる事態となった場合は、登校後に対応措置を通知する。

4. 交通機関の停止要因

- (1) 以下の要件を全て満たす場合は、臨時休校とする。ただし、警報が解除された場合、解除された時間に応じて授業開始時間を繰り下げて授業を実施する。
 - (ア) 午前6時の時点で
 - (イ) 公共交通機関が停止して
 - (ウ) 他に登校手段がないとき

(2) 前項の全てが満たされないときは、通常通り授業を行う。

(3) 午前 6 時を過ぎて登校までに (イ) および (ウ) が満たされる事態となった場合は、状況に応じて自己の判断で適切な行動をすること。

(4) 登校後に (イ) および (ウ) が満たされる事態となった場合は、登校後に対応措置を通知する。

5. その他の要因

戦争、暴動、テロ、各種災害など、予測しがたい事態に遭遇した場合、あるいは遭遇する恐れがある場合は、自身の安全をまず確保し、自己の判断で適切な行動をとること。

2) 授業開始時間の繰り下げ

臨時休校 1～5 の要因が解除された場合、解除された時間に応じて授業を繰り下げて実施する。

(ア) 登校前に警報等が発令されている場合	自宅待機
(イ) 午前 6 時までに警報等が解除された場合	通常通り
(ウ) 午前 8 時までに警報等が解除された場合	2 時限目より授業
(エ) 午前 11 時までに警報等が解除された場合	午後より授業
(オ) 午前 11 時以降も警報等が継続している場合	臨時休校

3) 途中下校

通常通り授業が行われている場合でも、臨時休校 1～5 の要因が発生した場合は、状況に応じて授業を打ち切り、途中下校とする場合がある。

この場合、全館放送もしくはそれに準じる方法で在学生に通知する。

なお、例外措置として、数時間後の警報解除が確実視されている場合は、学生を学校に留め置き、警報解除後に帰宅させる場合がある。

4) 期末試験実施日に臨時休校の要因が発生した場合

期末試験実施日に臨時休校の要因が発生した場合は、解除された時間に応じて試験開始時間を繰り下げて実施する。

ただし、試験日に授業が行われる予定になっている場合は、授業実施を優先して、試験日程は別途調整して実施する。

1. 期末試験が午前中に実施される場合

(ア) 登校前に警報等が発令されている場合	自宅待機
(イ) 午前 6 時までに警報等が解除された場合	通常通り
(ウ) 午前 11 時までに警報等が解除された場合	午後より試験実施
(エ) 午前 11 時以降も警報等が継続している場合	臨時休校

2. 期末試験が午後に実施される場合

(ア) 登校前に警報等が発令されている場合	臨時休校
(イ) 午前 6 時までに警報等が解除された場合	通常通り

(ウ) 午前 8 時まで警報等が解除された場合	2 時限目より授業
(エ) 午前 11 時まで警報等が解除された場合	午後より試験実施
(オ) 午前 11 時以降も警報等が継続している場合	臨時休校

3. 期末試験の特例措置

遠方に居住しているなど、警報等解除後に登校しても試験開始時間に間に合わない場合は、試験時間を繰り下げて実施する等、個別に配慮する。

5) 市町が設置した防災本部より警報等が発令されたとき

局所的に災害が発生し、在住する市町、隣接する市町、または通学の途上にある市町が設置した防災本部より警報等が発令されたときは、臨時休校 1 ～ 5 の要因とみなして同様の扱いとする。

6) 特別欠席、公認遅刻

1. 特別欠席

臨時休校 1 ～ 5 の要因により交通が途絶し、登校が不可能になった場合は、特別欠席として公認欠席に準じる取扱いとする。

2. 公認遅刻

臨時休校 1 ～ 5 の要因により交通が途絶し、その後回復したことにより遅れて登校した場合は、公認遅刻に準じる取扱いとする。

7) 授業または期末試験の振替え実施

1. この規定により授業等を実施できなかった場合は、日または時間を振替えて授業等を実施する。

2. 臨時休校の場合は、登校すべき日数より臨時休校の日数を差し引く。ただし、登校日を振替えた場合は、振替えた日数を登校すべき日数に加算する。

3. 授業等を放課後に実施する場合は、1 日の総授業時間数は 6 時限を限度とする。

8) 学生寮

上記 1) ～ 5) の要因が発生した場合、または解除された場合は、全館放送もしくはそれに準じる方法で在寮者に通知する。

9) その他

1. 降雪による公共交通機関不通の場合も上記の各規定に準ずる。

2. あらかじめ臨時休校あるいは授業等の繰り下げの必要があると予想される場合は、事前に授業予定等を変更して実施

することがある。

3. 休日・休業日の補習・講習・クラブ活動等、学生が登校や移動における学校の対応は、上記に準じる。
4. この規定の運用に当っては、GoogleClassroom、学校ホームページにより案内する。学生への電話連絡は行わない。
5. 学校長は、上記の規定にかかわるもののほか、非常変災その他の急迫の事情があるときは臨時休校の措置を指示することができる。

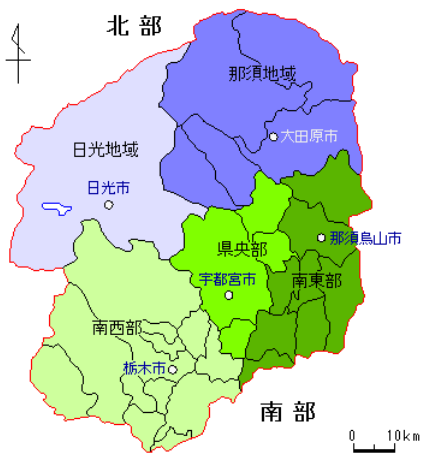
《添付資料 1》 気象予報区分

気象庁が予報、警報の発令等を行う気象予報区分は、次のとおり。

区分が変更された場合は、その区分に従う。

栃木県

宇都宮地方気象台



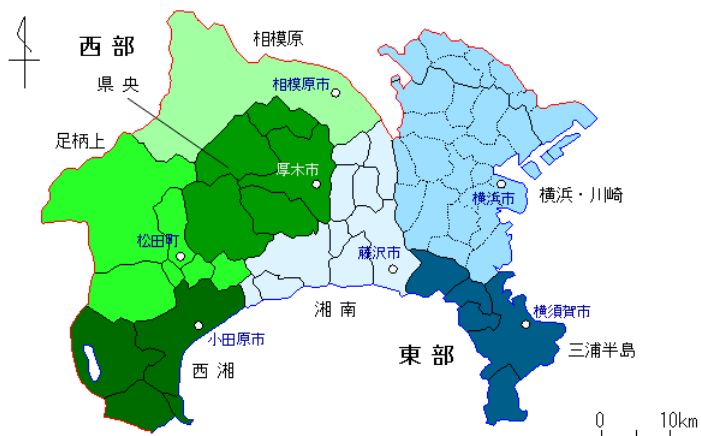
行政区界は 07. 4. 1 現在

府県予報区	一次細分区域	二次細分区域	市郡	区町村
栃木県	北部	日光地域	日光市	
		那須地域	大田原市, 矢板市, 那須塩原市	
			塩谷郡	塩谷町
			那須郡	那須町
	南部	南東部	真岡市, 那須烏山市	
			芳賀郡	二宮町, 益子町, 茂木町, 市貝町, 芳賀町
			那須郡	那珂川町
		県中部	宇都宮市, さくら市	

			河内郡	上三川町
			塩谷郡	高根沢町
		南西部	足利市, 栃木市, 佐野市, 鹿沼市, 小山市, 下野市	
			上都賀郡	西方町
			下都賀郡	壬生町, 野木町, 大平町, 藤岡町, 岩舟町, 都賀町

神奈川県

横浜地方気象台



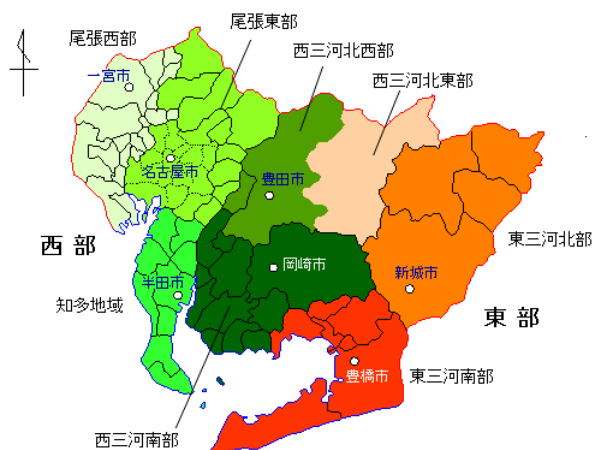
行政区界は 07. 4. 1 現在

府県予報区	一次細分区域	二次細分区域	市郡	区町村		
神奈川県	東部	横浜・川崎	横浜市	鶴見区・神奈川区・西区・中区・南区・保土ヶ谷区・磯子区・金沢区・港北区・戸塚区・港南区・旭区・緑区・瀬谷区・栄区・泉区・青葉区・都筑区		
			川崎市	川崎区・幸区・中原区・高津区・多摩区・宮前区・麻生区		
		湘南	平塚市, 藤沢市, 茅ヶ崎市, 大和市, 海老名市, 座間市, 綾瀬市			
			高座郡	寒川町		
			中郡	大磯町, 二宮町		
		三浦半島	横須賀市, 鎌倉市, 逗子市, 三浦市			
			三浦郡	葉山町		
		西部	相模原	相模原市		
			県央	秦野市, 厚木市, 伊勢原市		
				愛甲郡	愛川町, 清川村	

		足柄上	南足柄市	
			足柄上郡	中井町, 大井町, 松田町, 山北町, 開成町
		西湘	小田原市	
			足柄下郡	箱根町, 真鶴町, 湯河原町

愛知県

名古屋地方気象台



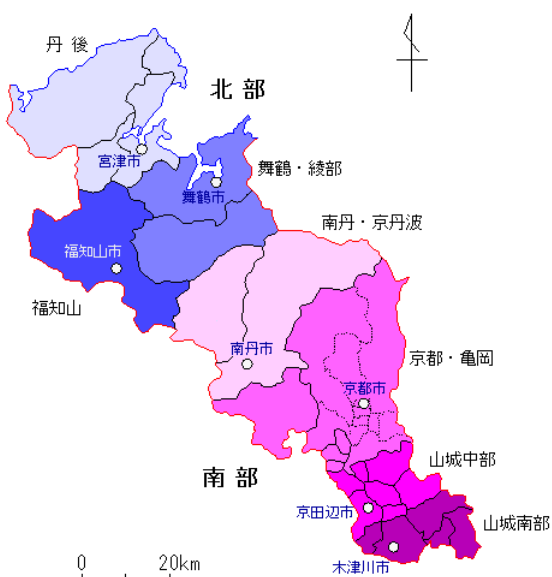
行政区界は 07. 4. 1 現在

府県予報区	一次細分区域	二次細分区域	市郡	区町村
愛知県	東部	東三河北部	新城市	
			北設楽郡	設楽町, 東栄町, 豊根村
		東三河南部	豊橋市, 豊川市, 蒲郡市, 田原市	
			宝飯郡	音羽町, 小坂井町, 御津町
		西三河北東部	豊田市 (旭支所管内・足助支所管内・稲武支所管内・下山支所管内)	
		西部	西三河北西部	豊田市 (「西三河北東部」の区域を除く)
	西加茂郡			三好町
	西三河南部		岡崎市, 碧南市, 刈谷市, 安城市, 西尾市, 知立市, 高浜市	
			幡豆郡	一色町, 吉良町, 幡豆町
		額田郡	幸田町	
	尾張東部	名古屋市	千種区・東区・北区・西区・中村区・中区・昭和区・瑞穂	

			区・熱田区・中川区・港区・南区・守山区・緑区・名東区・天白区
			瀬戸市, 春日井市, 犬山市, 小牧市, 尾張旭市, 豊明市, 日進市
		愛知郡	東郷町, 長久手町
	尾張西部		一宮市, 津島市, 江南市, 稲沢市, 岩倉市, 愛西市, 清須市, 北名古屋市, 弥富市
		西春日井郡	豊山町, 春日町
		丹羽郡	大口町, 扶桑町
		海部郡	七宝町, 美和町, 甚目寺町, 大治町, 蟹江町, 飛鳥村
	知多地域		半田市, 常滑市, 東海市, 大府市, 知多市
		知多郡	阿久比町, 東浦町, 南知多町, 美浜町, 武豊町

京都府

京都地方气象台（一次細分区域の北部は舞鶴海洋气象台）



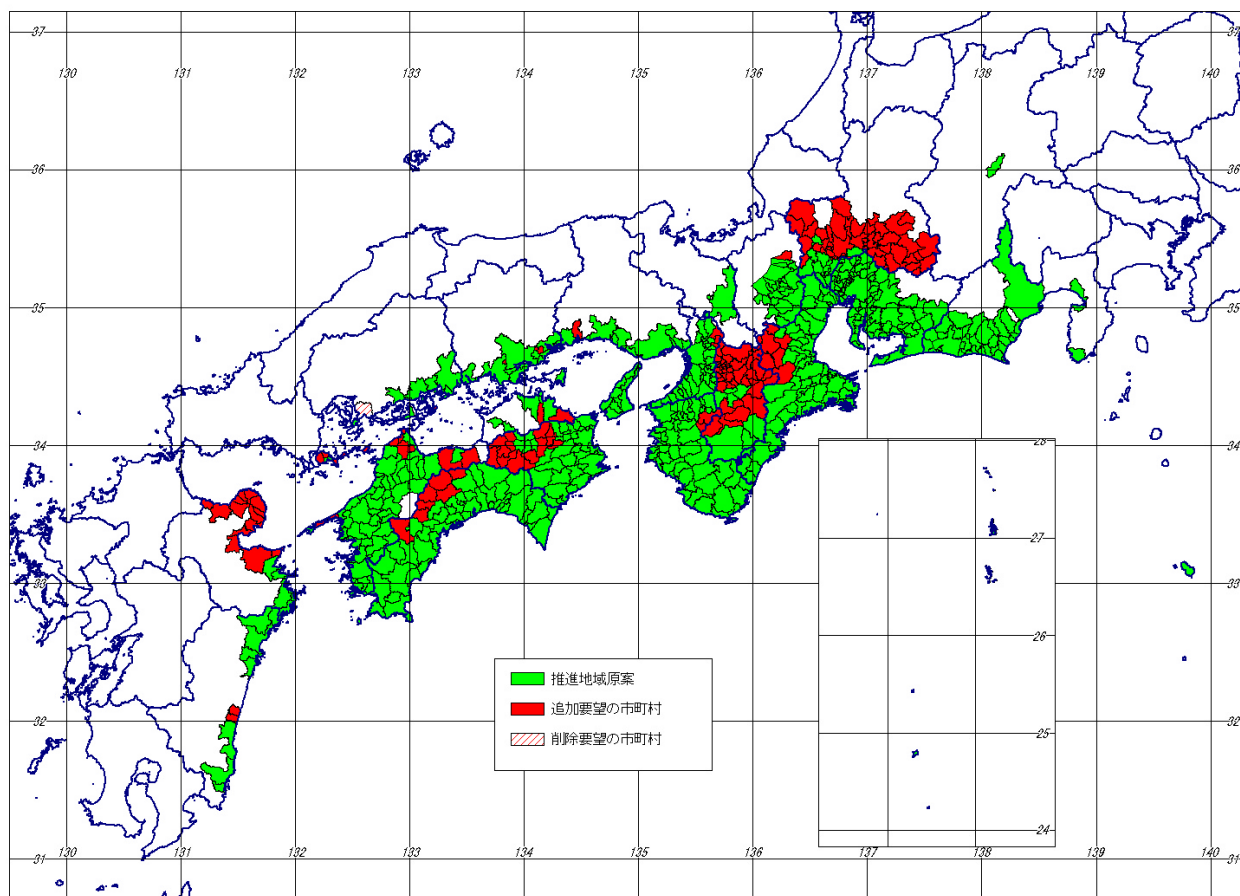
行政区界は 07. 4. 1 現在

府県予報区	一次細分区域	二次細分区域	市郡	区町村	
京都府	北部	丹後	宮津市, 京丹後市		
			与謝郡	伊根町, 与謝野町	
		舞鶴・綾部	舞鶴市, 綾部市		
		福知山	福知山市		
	南部	南丹・京丹波	南丹市		
			船井郡	京丹波町	
		京都・亀岡	京都市	北区・上京区・左京区・中京区・東山区・下京区・南区・ 右京区・伏見区・山科区・西京区	
			亀岡市, 向日市, 長岡京市		
			乙訓郡	大山崎町	
		山城中部	宇治市, 城陽市, 八幡市, 京田辺市		
			久世郡	久御山町	
			綴喜郡	井手町, 宇治田原町	
		山城南部	木津川市		
			相楽郡	笠置町, 和束町, 精華町, 南山城村	

《添付資料 2》地震防災対策を推進する必要がある地域（東南海・南海地震防災対策推進地域）

次の法律に基づく地域は、以下のとおり。区分が変更された場合は、その区分に従う。

- ・大規模地震対策特別措置法
- ・東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
- ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法



指定：1都2府21県652市町村（2003年12月）

東京都(2)	八丈町、小笠原村
長野県(1)	諏訪市
岐阜県 (12+50)	<u>岐阜市</u> 、 <u>大垣市</u> 、 <u>多治見市</u> 、 <u>関市</u> 、 <u>中津川市</u> 、 <u>美濃市</u> 、 <u>瑞浪市</u> 、 <u>羽島市</u> 、 <u>恵那市</u> 、 <u>美濃加茂市</u> 、 <u>土岐市</u> 、 <u>各務原市</u> 、 <u>可児市</u> 、 <u>山県市</u> 、 <u>瑞穂市</u> 、 <u>川島町</u> 、 <u>岐南町</u> 、 <u>笠松町</u> 、 <u>柳津町</u> 、 <u>海津町</u> 、 <u>平田町</u> 、 <u>南濃町</u> 、 <u>養老町</u> 、 <u>上石津町</u> 、 <u>垂井町</u> 、 <u>関ヶ原町</u> 、 <u>神戸町</u> 、 <u>輪之内町</u> 、 <u>安八町</u> 、 <u>墨俣町</u> 、 <u>揖斐川町</u> 、 <u>谷汲村</u> 、 <u>大野町</u> 、 <u>池田</u>

	町、春日村、久瀬村、藤橋村、板内村、北方町、本巢町、真正町、糸貫町、洞戸村、板鳥村、芸川町、武儀町、上之保村、坂祝町、富加町、河辺町、七宗町、八百津町、白川町、白川村、御嵩町、兼山町、笠原町、岩村、山岡町、明智町、串原村、上矢作町
静岡県(36)	静岡市、浜松市、沼津市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、天竜市、浜北市、湖西市、南伊豆町、大井川町、御前崎町、相良町、榛原町、吉田町、金谷町、大須賀町、浜岡町、小笠町、菊川町、大東町、森町、浅羽町、福田町、竜洋町、豊田町、豊岡村、舞阪町、新居町、雄踏町、細江町、引佐町、三ヶ日町
愛知県(78)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、尾西市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、東郷町、長久手町、西枇杷島町、豊山町、師勝町、西春町、春日町、清洲町、新川町、大口町、扶桑町、木曾川町、祖父江町、平和町、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、十四山村、飛島村、弥富町、佐屋町、立田町、八開村、佐織町、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町、額田町、三好町、藤岡町、下山村、鳳来町、作手村、音羽町、一宮町、小坂井長、御津町、渥美町
三重県 (59+7) (全域)	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、 <u>上野市</u> 、鈴鹿市、 <u>名張市</u> 、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、久居市、いなべ市（北勢町、員弁町、大安町、藤原町）、多度町、長島町、木曾岬町、東員町、菰野町、楠町、朝日町、川越町、関町、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、嬉野町、 <u>美杉村</u> 、三雲町、飯南町、飯高町、多気町、明和町、大台町、勢和村、宮川村、玉城町、二見町、小俣町、南勢町、南島町、大宮町、紀勢町、御園村、大内山村、度会町、伊賀町、 <u>島ヶ原村</u> 、 <u>阿山町</u> 、 <u>大山田村</u> 、 <u>青山町</u> 、 <u>浜島町</u> 、大王町、志摩町、可児町、磯部町、紀伊長島町、海山町、御浜町、紀宝町、紀和町、鶴殿村
滋賀県(23)	彦根市、近江八幡市、八日市市、野洲町、水口町、土山町、甲賀町、安土町、蒲生町、日野町、竜王町、永源寺町、五個荘町、能登川町、愛東町、湖東町、秦荘町、愛知川町、豊郷町、甲良町、多賀町、米原町、近江町
京都府(1)	京都市

大阪府 (35+3)	大阪市、堺市、岸和田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、 <u>枚方市</u> 、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、 <u>四條畷市</u> 、 <u>交野市</u> 、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村、美原町
兵庫県 (22+2)	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、 <u>相生市</u> 、加古川市、赤穂市、高砂市、播磨町、 <u>家島町</u> 、御津町、津名町、淡路町、北淡町、一宮町、五色町、東浦町、緑町、西淡町、三原町、南淡町
奈良県 (7+40) (全域)	<u>奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、月ヶ瀬村、都祁村、山添村、平群町、美郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、宇陀町、兔田野町、榛原町、室生村、曽爾村、御杖村、高取町、明日香村、新庄町、當馬町、上牧町、大寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、<u>黒滝村</u>、<u>西吉野村</u>、<u>天川村</u>、<u>野迫川村</u>、<u>大塔村</u>、十津川村、下北山村、上北山村、<u>川上村</u>、<u>東吉野村</u></u>
和歌山県 (48+2) (全域)	和歌山市、南海市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、下津町、野上町、美里町、打田町、粉河町、那賀町、桃山町、貴志川町、岩出町、かつらぎ町、高野口町、九度山町、 <u>高野町</u> 、 <u>花園村</u> 、湯浅町、広川町、吉備町、金屋町、清水町、美浜町、日高町、由良町、川辺町、中津村、美山村、龍神村、南部川村、南部町、印南町、白浜町、中辺路町、大塔村、上富田町、日置川町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座町、古座川町、熊野川町、本宮町、北山村
岡山県 (10+2)	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、日生町、牛窓町、邑久町、 <u>長船町</u> 、 <u>灘崎町</u> 、 <u>早島町</u> 、寄島町
広島県(6)	呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、音戸町、沼隈町
山口県(1+3)	<u>久賀町</u> 、 <u>大島町</u> 、 <u>東和町</u> 、橘町
徳島県 (38+12) (全域)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀川町、羽ノ浦町、鷺敷町、相生町、上那賀町、木沢村、木頭村、由岐町、日和佐町、牟岐町、海南町、海部町、穴喰町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、吉野町、土成町、市場町、 <u>阿波町</u> 、鴨島町、川島町、 <u>山川町</u> 、

	<p><u>美郷村、脇町、美馬町、半田町、貞光町、一字村、穴吹町、木屋平村、三野町、三好町、池田町、山城町、井川町、三加茂町、東祖谷山村、西祖谷山村</u></p>
香川県(7+2)	高松市、さぬき市、 <u>東かがわ市</u> 、内海町、 <u>三木町</u> 、牟礼町、庵治町、仲南町、高瀬町
愛媛県 (46+11) (全域)	<p>松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、<u>新居浜市</u>、西条市、大洲市、<u>伊予三島市</u>、伊予市、北条市、東伊予市、土居町、小松町、丹原町、<u>朝倉村、玉川町、波方町、大西町、菊間町、弓削町、大三島町、重信町、川内町、中島町、久万町、面河村、小田町、松前町、砥部町、広田村、中山町、双海町、長浜町、内子町、五十崎町、肱川町、河辺村、保内町、伊方町、瀬戸町、三崎町、三瓶町、明浜町、宇和町、野村町、城川町、吉田町、三間町、広見町、松野町、日吉村、津島町、内海村、御荘町、城辺町、一本松町、西海町</u></p>
高知県 (46+7) (全域)	<p>高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、中村市、宿毛市、土佐清水市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、赤岡町、香我美町、土佐山田町、野市町、夜須町、香北町、吉川村、物部村、本山町、大豊町、鏡村、土佐山村、土佐町、<u>大川村、本川村</u>、伊野町、<u>池川町</u>、春野町、<u>吾川村、吾北村</u>、中土佐町、佐川町、越智町、窪川町、<u>檮原町</u>、大野見村、東津野村、葉山村、<u>仁淀村</u>、日高村、佐賀町、大正町、大方町、大月町、十和村、西土佐村、三原村</p>
大分県 (7+15)	<p><u>大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、真玉町、香々地町、国見町、姫島村、国東町、武蔵町、安岐町、日出町、佐賀関町、上浦町、鶴見町、米水津村、蒲江町</u></p>
宮崎県(8+2)	宮崎市、延岡市、日南市、日向市、 <u>佐土原町</u> 、南郷町、 <u>新富町</u> 、門川町、北川町、北浦町
<p>※ 黒：地震動の基準 赤：津波による基準 緑：地震動及び津波による基準 青：防災体制の確保の観点による指定 アンダーライン：追加要望による ※ カッコ内は該当市町村数</p>	